

第3期桐生市 子ども・子育て支援事業計画 【骨子案（令和6年9月）】

桐 生 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 子どもに関する法律・制度等の動向	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の対象	4
6. 計画策定の体制	4
(1) 桐生市子ども・子育て会議による審議	4
(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	4
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の状況	5
1. 統計からみた本市の現状	5
(1) 人口の動向	5
(2) 出生の動向	7
(3) 婚姻の状況	8
(4) 女性の就業状況	9
(5) ひとり親家庭の状況	10
(6) 支援を要する子どもの状況	12
(7) 子育て環境の状況	13
2. アンケート調査(ニーズ調査)の結果からわかる現状	15
(1) 調査概要	15
(2) 調査結果の概要	16
3. 第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画の実績評価	25
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 計画の基本理念	35
2. 計画の基本的視点	35
3. 計画の基本目標	35
4. 計画の体系	35
第4章 計画の推進方策	36
基本目標1 子ども・若者の権利擁護	36
基本目標2 母親と子どもの健康の確保と増進	36
基本目標3 子ども・若者の安全の確保	36
基本目標4 支援を要する子どもなどへのきめ細かな支援	36

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備	36
基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	37
基本目標7 乳幼児期の支援	37
基本目標8 学童期・思春期の支援	37
基本目標9 職業生活と家庭生活との両立の推進	38
基本目標10 ひとり親家庭への支援	38
第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策	39
1. 教育・保育提供区域	39
(1)教育・保育認定	39
(2)教育・保育提供区域	40
2. 量の見込みについて	41
(1)量の見込みの算出方法	41
(2)推計児童数	42
3. 乳幼児期の教育・保育、地域における子育て支援	43
施策目標1 教育・保育施設の充実	43
施策目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進	43
第6章 計画の推進に向けて	44
1. 計画の推進体制	44
2. 点検・評価	44
資料編	45

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在であり、その健やかな育ちや子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」との認識のもと、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されて以来、市町村は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等からなる子育て支援の体制整備を進めてきました。

しかし、平成27年度に10万件余りであった全国の児童虐待の相談対応件数が年々増加を続け、令和2年度以降は20万件を超えて推移するなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、子育て世帯に対する支援を包括的に行うための体制を更に強化することが必要となっています。それに対して国は、令和4年6月に児童福祉法を改正し、新たに市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」設置の努力義務化をはじめとする子育て家庭への支援の充実を定めました。

本市においても、子ども・子育て支援新制度の趣旨に則った「第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年に策定し、将来を担う子どもの健やかな成長を支えるための総合的な子育て支援施策を推進してきていますが、その間も核家族化や少子高齢化、地域における人と人のつながりの希薄化が進み、子育てをする保護者が、親族や身近な人からの支援を得にくい状況に明確な好転の兆しは見えていません。さらに、就労する既婚女性の割合は上昇し続けており、子育てを社会的に支援することの必要性和重要性は、これまで以上に高まっています。

第2期計画は令和6年度で終了となりますが、子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、国が示す子ども・子育てに関する指針を踏まえ、本市の子どもたちの健やかな成長のためのより良い環境が確保されるよう、「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 子どもに関する法律・制度等の動向

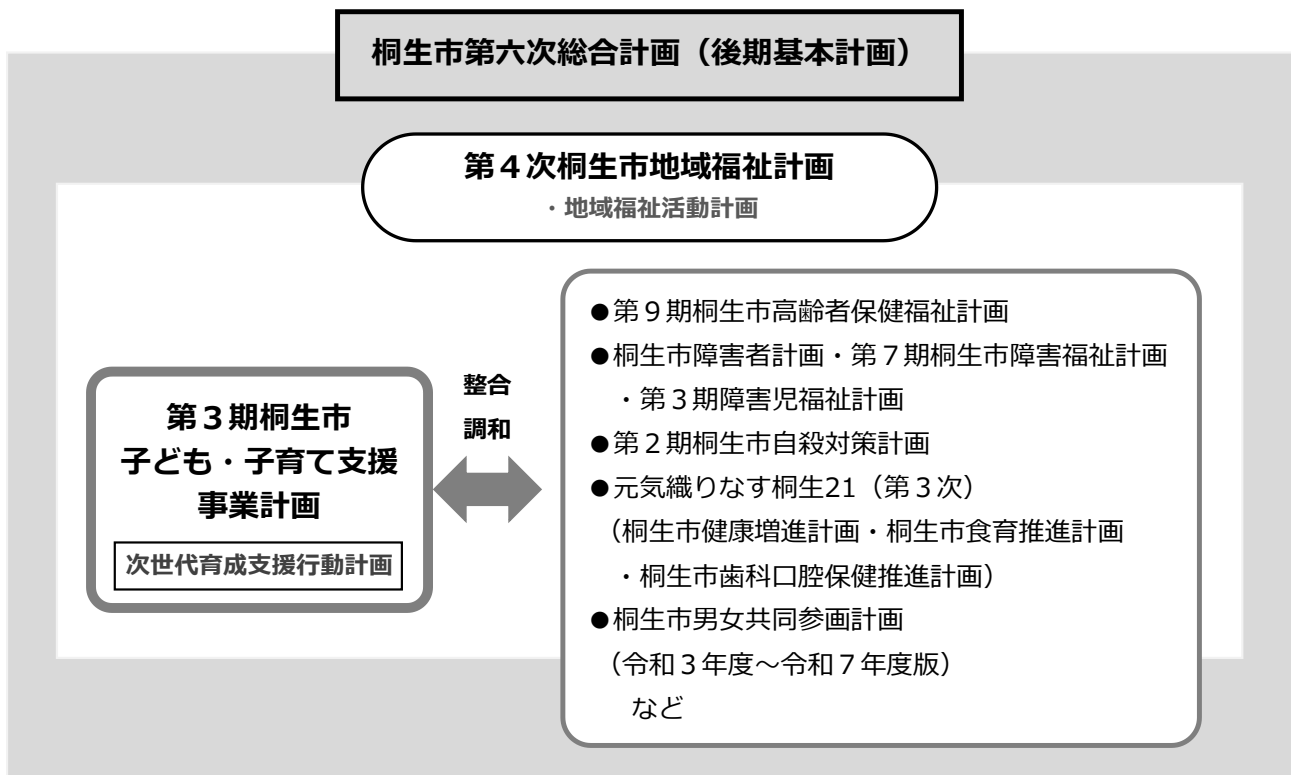
第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画が策定された令和2年3月以降、わが国では子育てに関して、以下に示す大きく様々な動きがありました。

年 月	内 容
令和4（2022）年 6月	●児童福祉法改正 子育て世帯に対する包括的な支援を行う体制を強化するため、こども家庭センターの設置とサポートプランの作成、地域子ども・子育て支援事業の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援の新設などをはじめとする「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」等が規定されました。
令和4（2022）年 6月	●こども基本法制定 次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することやこども施策の基本理念、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、少子化社会対策大綱を一元化するこども大綱の策定等が規定されました。
令和5（2023）年 4月	●「こども家庭庁」設立 こどもに関する政策を強力に進めていくため、これまで各府省庁で別々に担われてきたこども政策に関する司令塔機能を一本化した組織として内閣府に設置されました。
令和5（2023）年 12月	●「こども大綱」閣議決定 こども基本法に基づき、こどもと若者の個性の尊重と権利の保障、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じ切れ目なく対応した十分な支援、良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定と結婚・子育てに関する希望の実現を阻む隘路（あいろ）の打破等を基本的方針として策定されました。
令和5（2023）年 12月	●「こども未来戦略」閣議決定 若い世代が希望どおり結婚し、こどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちが分け隔てなく大切にされ、笑顔で暮らせる社会を目指し、（1）若い世代の所得を増やす、（2）社会全体の構造・意識を変える、（3）全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するの3つを基本理念とするとともに、今後3年間の集中的取組（加速化プラン）が掲げられました。 ●放課後児童対策パッケージ公表 放課後の児童の受け皿整備を加速するため、令和5～6年度に取り組む内容として、こども家庭庁及び文部科学省によりとりまとめられました。
令和6（2024）年 6月	●子ども・子育て支援法改正 こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、（3）共働き・共育での推進等が規定されました。 ●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律改正 法律名を「こどもの貧困対策の推進に関する法律」から変更するとともに、法の目的や基本理念の充実、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」への新たな指標や規定の追加・新設等が行われました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づいて策定された「第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ第3期計画で、第2期計画と同様に「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体化した計画です。

また、本計画は、市の最上位計画「桐生市第六次総合計画（後期基本計画）」と福祉分野の包括的計画「第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画」のもと、子どもや子育て家庭に対する施策を取りまとめるとともに、関連する他の計画と整合・調和した計画として策定されたものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の期間中においても、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 計画の対象

令和4年に制定された「こども基本法」を受け、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画の対象は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む全ての子どもや子育て世帯を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、心身の発達の過程にある者で、年齢はおおむね0歳から18歳までとします。

6. 計画策定の体制

(1) 桐生市子ども・子育て会議による審議

この計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づいて設置された「桐生市子ども・子育て会議」において審議を行い、その結果を計画に反映しました。

なお、この会議は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者など、資料編に記載した17名の委員で組織しています。

(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施

子育て支援施策に対するニーズを把握するため、令和5年12月4日から令和6年1月9日まで、市内在住の就学前のお子さんのいる世帯並びに小学校低学年のお子さんのいる世帯からそれぞれ1,400世帯と600世帯を無作為に抽出して調査を行い、その結果に基づき、計画の策定に取り組みました。

(3) パブリックコメントの実施

「桐生市市民意見提出手続に関する条例」に則り、計画案を市ホームページ等で公開し、広く市民からの意見聴取を行い、適宜計画最終案への反映を図りました。

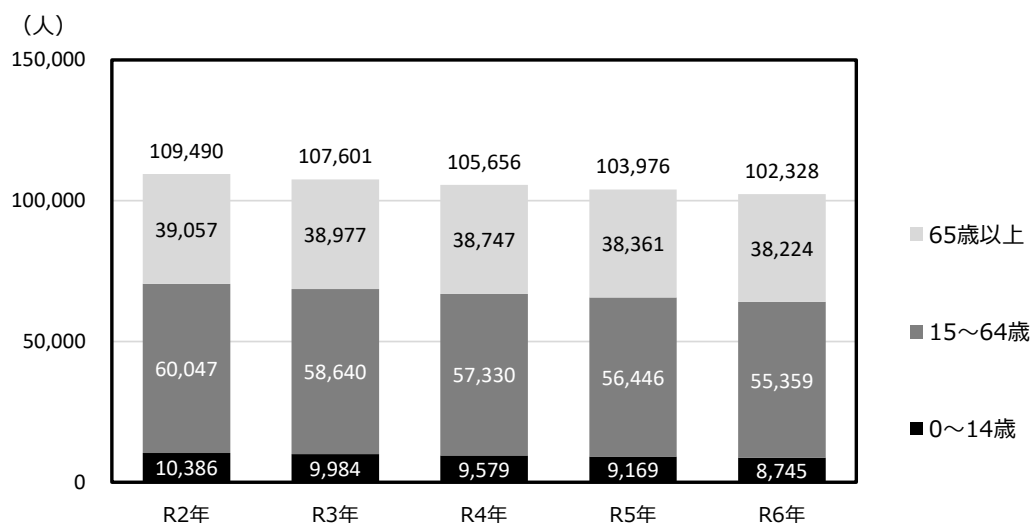
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の状況

1. 統計からみた本市の現状

(1) 人口の動向

①人口の推移

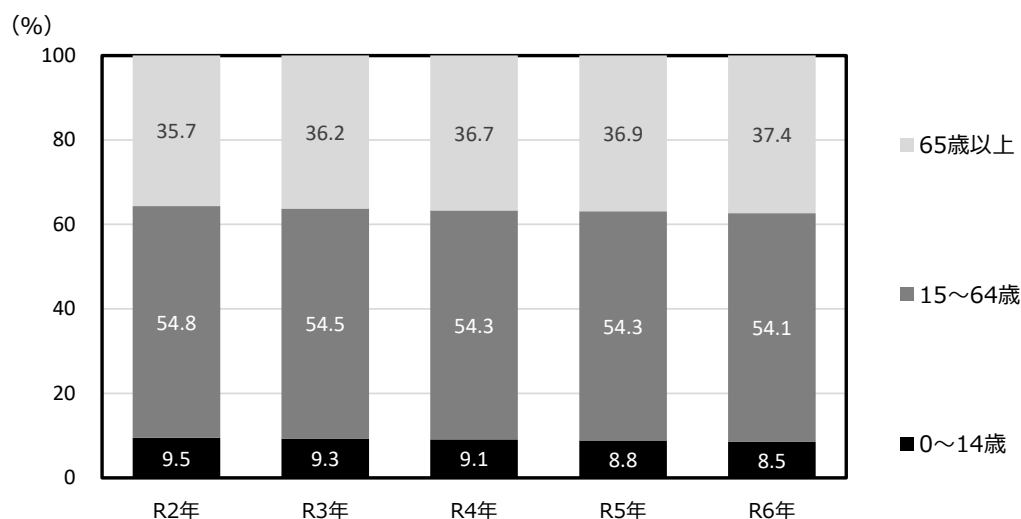
令和6年の総人口は102,328人で、令和2年から7,162人減少しました。年齢3区分別にみると、この間、0～14歳の年少人口は1,641人、15～64歳の生産年齢人口は4,688人、65歳以上の高齢者人口は833人、いずれも減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

②人口構成

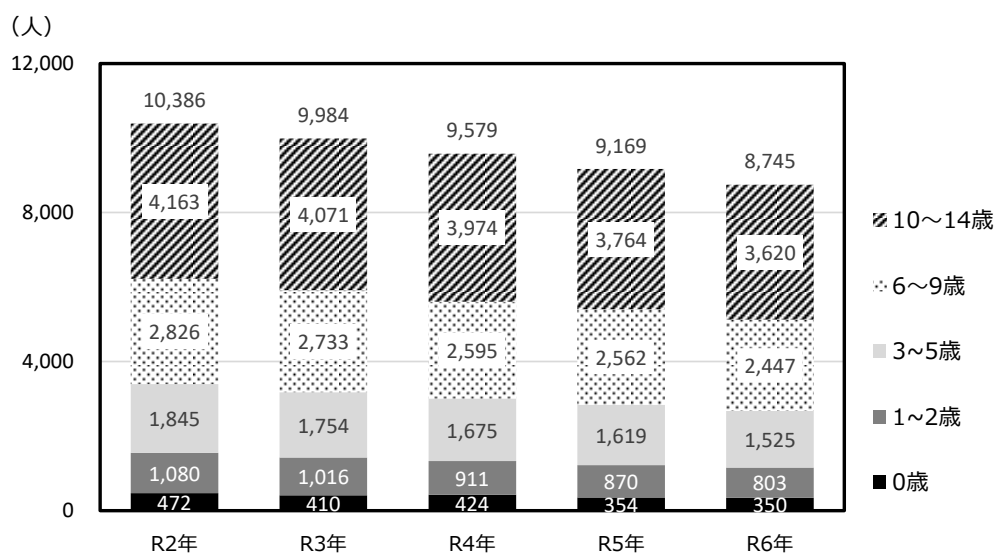
年齢3区分の人口構成をみると、令和6年の0～14歳の年少人口は8.5%となっており、令和2年から1.0ポイント低下しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

③児童数の推移

14歳以下の児童数の推移をみると、0歳、1～2歳、3～5歳、6～9歳、10～14歳のいずれの年代も、令和2年から令和6年にかけて減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(単位：人)

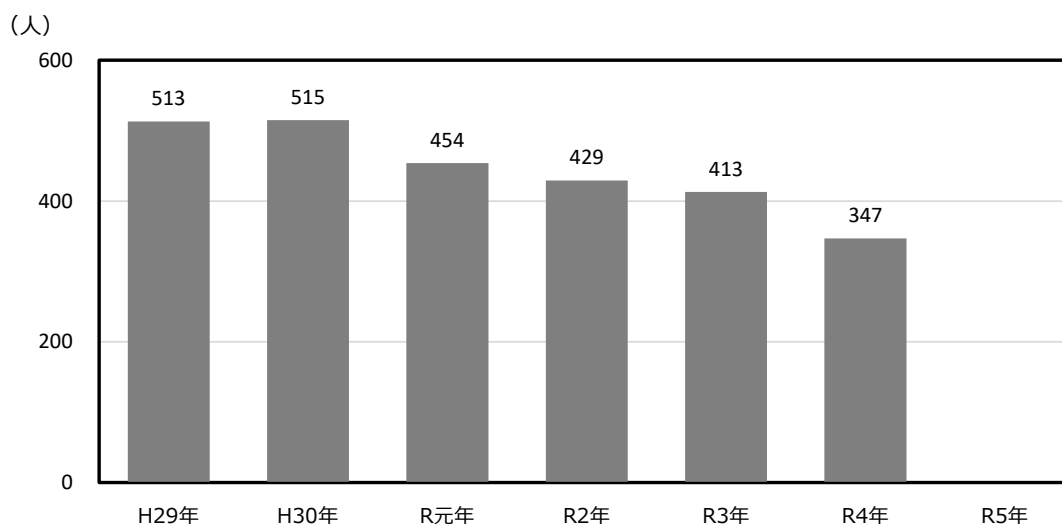
	2020	2021	2022	2023	2024
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳	472	410	424	354	350
1歳	525	475	420	434	361
2歳	555	541	491	436	442
3歳	570	553	549	506	451
4歳	625	566	553	553	512
5歳	650	635	573	560	562
6歳	697	635	635	583	583
7歳	641	696	630	640	587
8歳	765	640	696	637	647
9歳	723	762	634	702	630
10歳	786	715	762	631	699
11歳	861	789	711	769	639
12歳	858	860	787	716	770
13歳	851	856	859	787	724
14歳	807	851	855	861	788
合計	10,386	9,984	9,579	9,169	8,745

資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 出生の動向

①出生数の推移

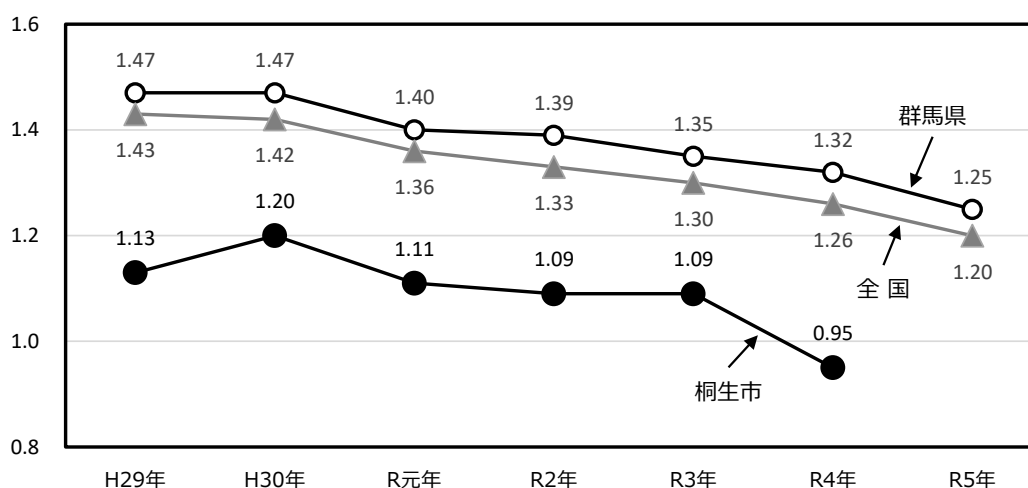
令和4年の出生数は347人で、前年から66人減少しました。平成29年以降、減少傾向が続いています。



資料：群馬県健康福祉統計年報

②合計特殊出生率の推移

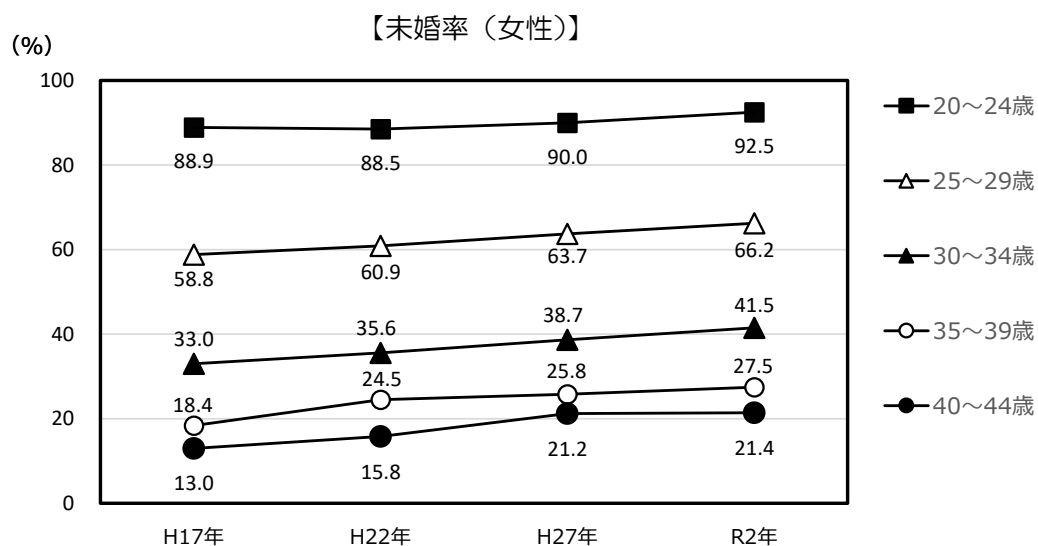
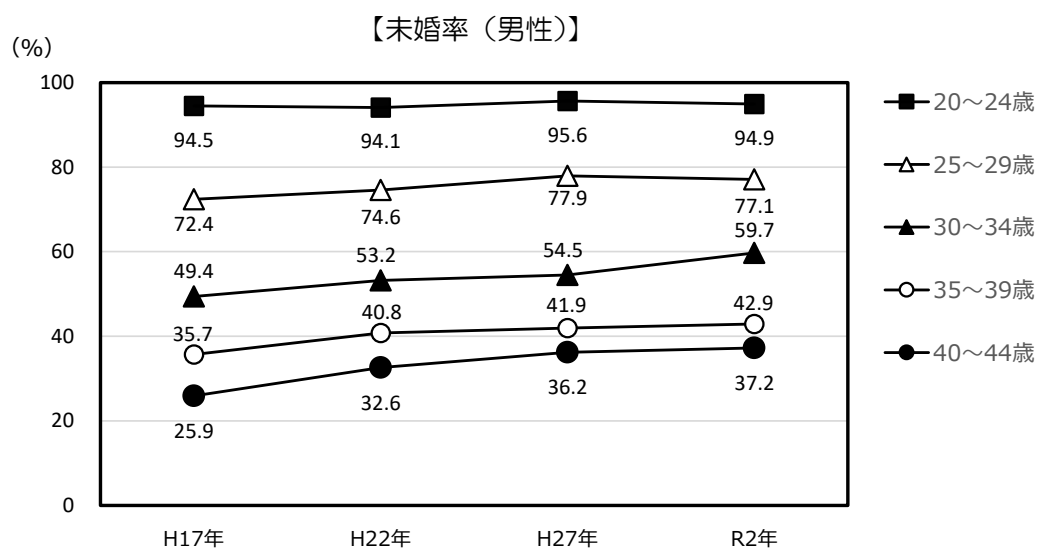
平成29年以降の合計特殊出生率は、本市、群馬県、全国のいずれも減少傾向にあります。なかでも本市は低く、令和4年には0.95となっています。



資料：群馬県健康福祉統計年報

(3) 婚姻の状況

平成 17 年以降の未婚率は、男女とも多くの年代で上昇傾向にあります。平成 27 年から令和 2 年にかけての 5 年間の未婚率の差は、男性の 30～34 歳、女性の 20～24 歳と 35～39 歳の年代を除く全ての年代で、その前の平成 22 年から 27 年にかけての 5 年間の差を下回っており、未婚率の上昇度合いはゆるやかになっています。

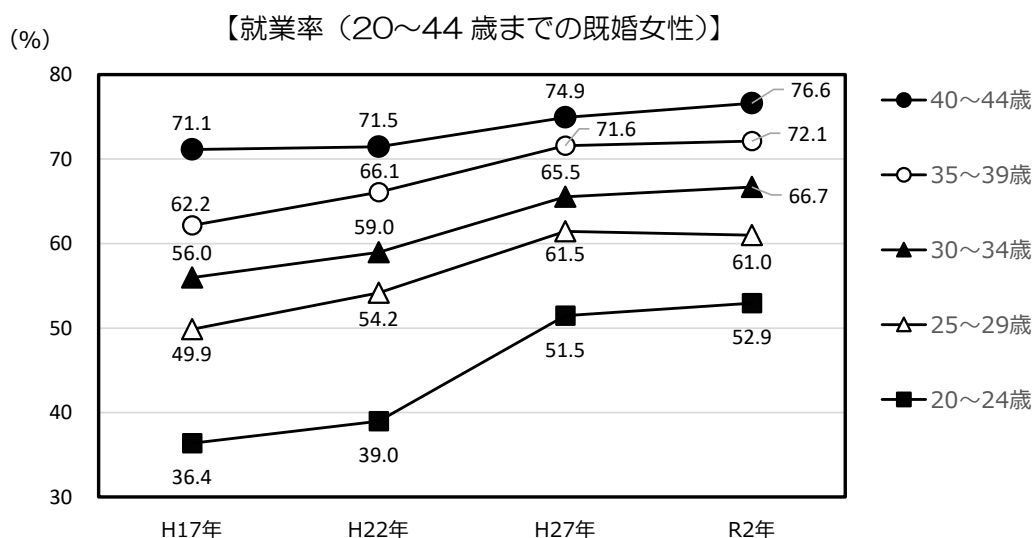
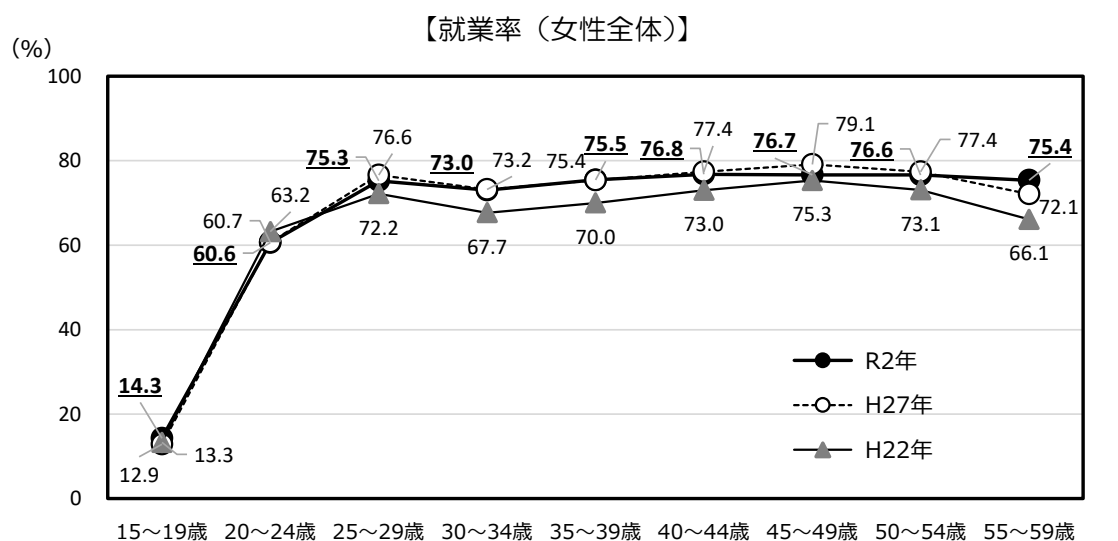


資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

令和2年の女性全体の年代別就業率は平成27年とほぼ同様で、平成22年から27年にかけてみられた、25歳以上の全ての年代での就業率の大幅な上昇や「M字カーブ」の緩和などは、平成27年から令和2年にかけてはみられませんでした。

しかし、20歳から44歳の年代の既婚女性について、平成17年から令和2年までの就業率の推移をみると、25～29歳の年代を除き、依然として就業率は上昇傾向にあることがわかります。

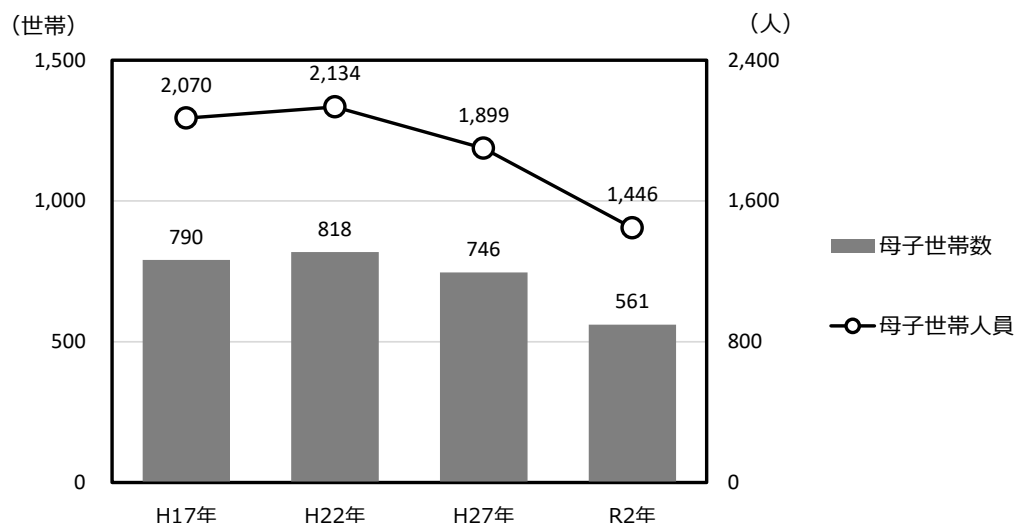


資料：国勢調査

(5) ひとり親家庭の状況

①母子世帯数・母子世帯人員の推移

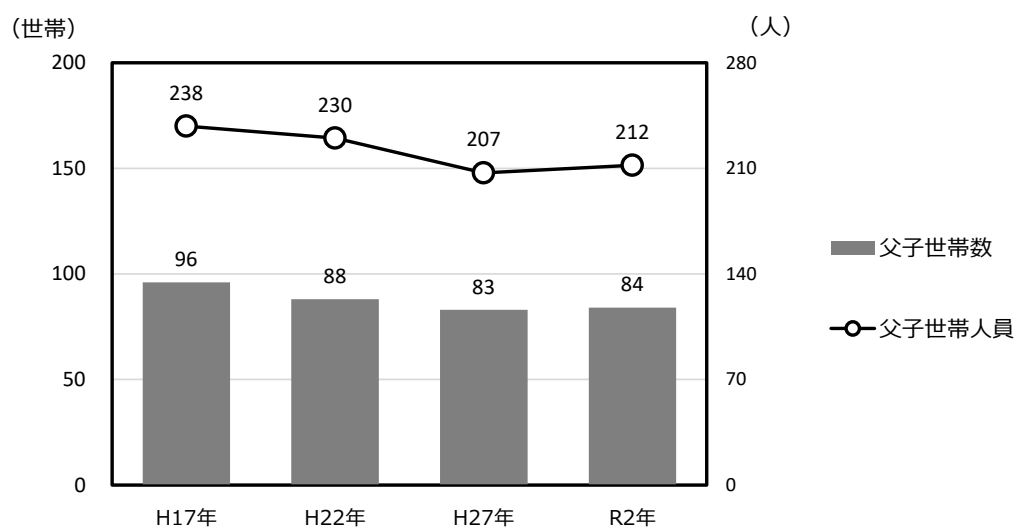
平成 17 年からの母子世帯数、母子世帯人員の推移をみると、世帯数、世帯人員とも平成 22 年をピークにその後は減少しています。令和 2 年の世帯数は 561 世帯、世帯人員は 1,446 人で、いずれもピーク値から 3 割以上減少しています。



資料：国勢調査

②父子世帯数・父子世帯人員の推移

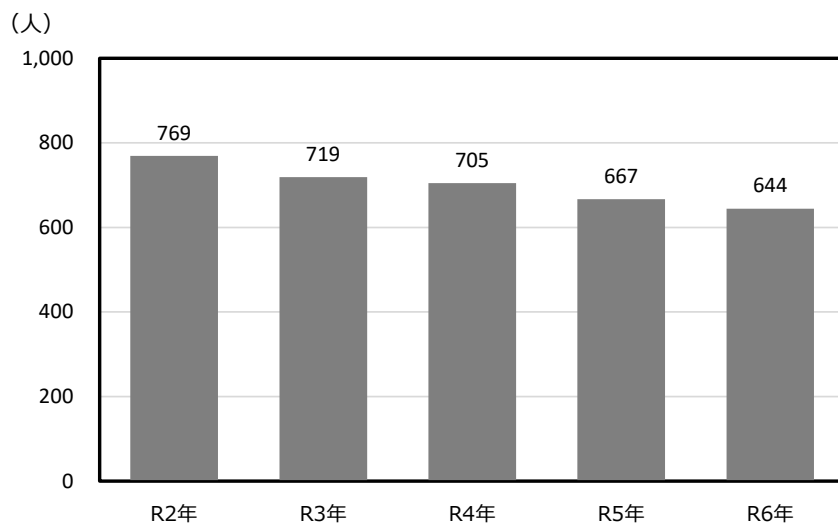
平成 17 年からの父子世帯数、父子世帯人員の推移をみると、平成 27 年までは世帯数、世帯人員とも減少していましたが、令和 2 年は 84 世帯、212 人で、いずれもわずかですが、増加に転じています。



資料：国勢調査

③児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は令和 2 年以降減少傾向にあり、令和 6 年は 644 人で、令和 2 年から 125 人減少しています。



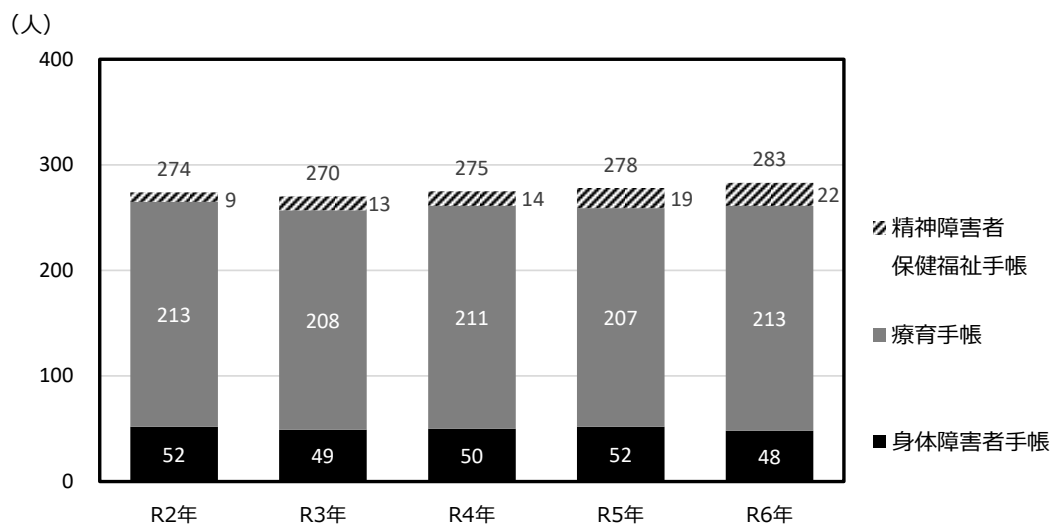
資料：桐生市子育て支援課（各年 3 月 31 日時点）

(6) 支援を要する子どもの状況

①障害者手帳を持つ児童・生徒数の推移

令和6年の障害者手帳を持つ18歳未満の児童・生徒数は283人で、うち療育手帳の所持者が213人と全体の75.3%を占めて最も多くなっています。

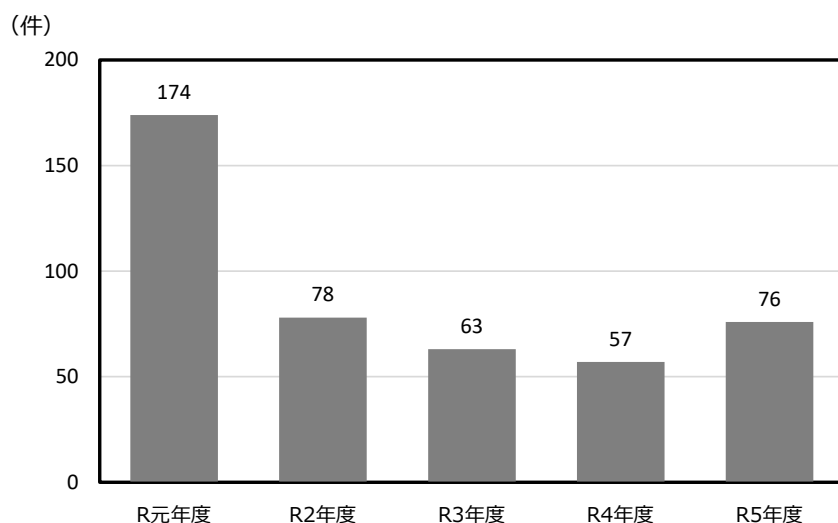
令和2年以降、身体障害者手帳所持者数と療育手帳所持者数はほぼ一定ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和6年に22人と令和2年から13人増加しています。



資料：桐生市福祉課（各年3月31日時点）

②児童虐待相談件数の推移

令和4年度の児童虐待相談件数は57件で、令和元年度の174件の1/3となりましたが、令和5年度は76件と反転しています。



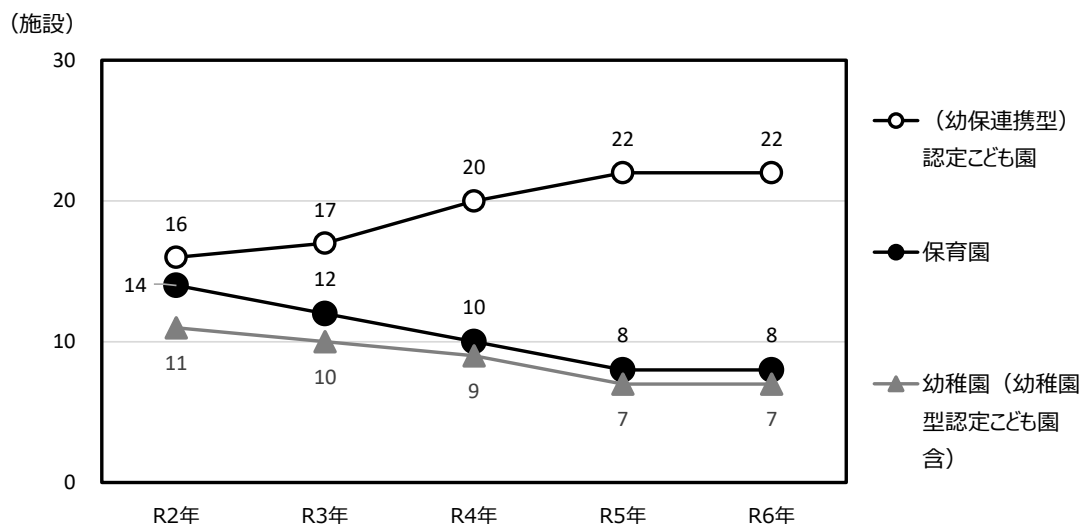
資料：桐生市子育て相談課

(7) 子育て環境の状況

①教育・保育施設数の推移

令和 6 年における保育・教育施設は、（幼保連携型）認定こども園 22、保育園 8、幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）7 となっています。

令和 2 年から認定こども園は増加傾向、保育園と幼稚園は減少傾向となっています。

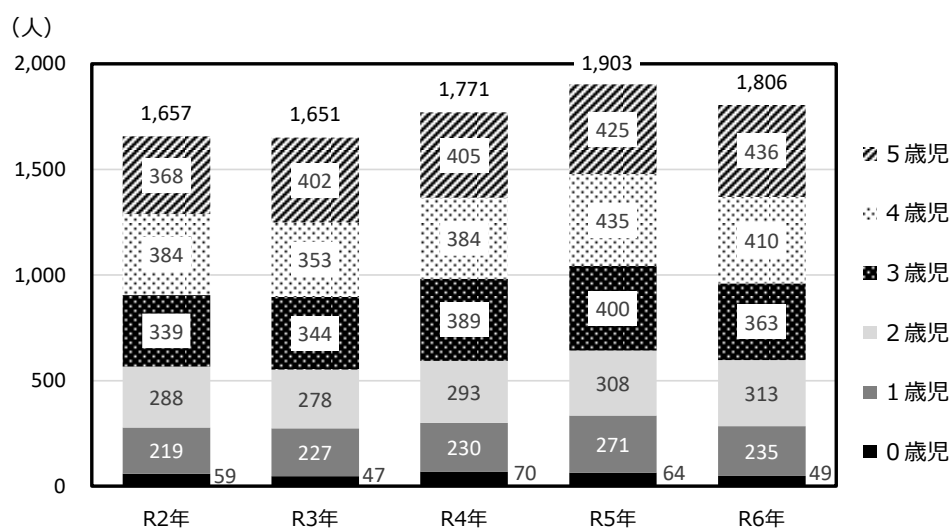


資料：桐生市子育て支援課（各年 5 月 1 日時点）

②（幼保連携型）認定こども園在園者数の推移

令和 6 年の認定こども園在園者の総数は 1,806 人で、5 歳児が 436 人と最も多く、次いで 4 歳児が 410 人となっています。

総数は前年からは 97 人減少しましたが、令和 2 年からは 149 人増加しています。

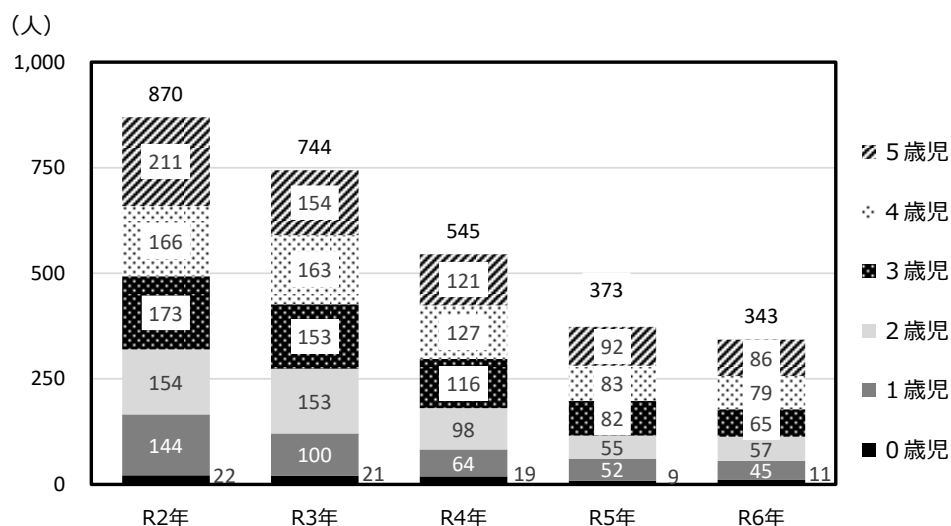


資料：桐生市子育て支援課（各年 5 月 1 日時点）

③保育園在園者数の推移

令和 6 年の保育園在園者の総数は 343 人で、5 歳児が 86 人と最も多く、次いで 4 歳児が 79 人となっています。

総数は年々減少しており、令和 2 年から令和 6 年にかけて 572 人減少しています。

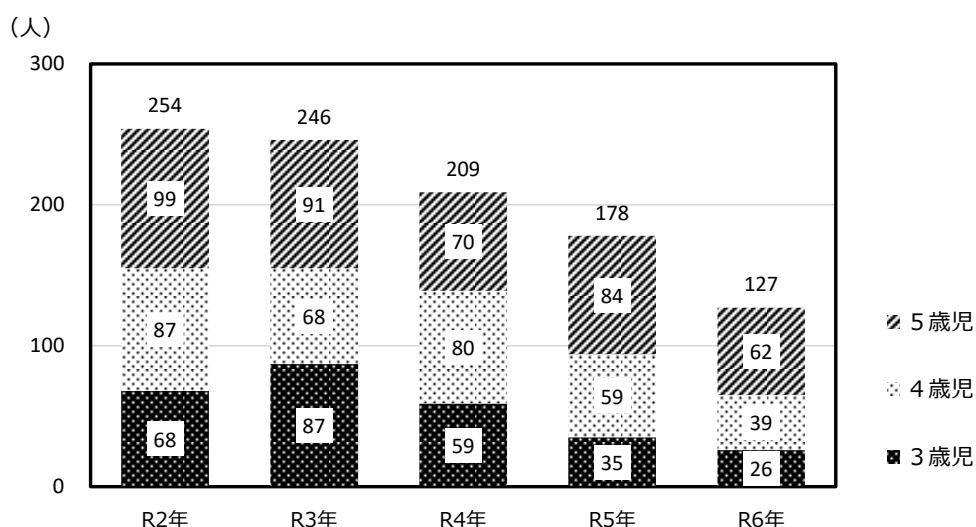


資料：桐生市子育て支援課（各年 5 月 1 日時点）

④幼稚園（幼稚園型認定こども園含）在園者数の推移

令和 6 年の幼稚園在園者の総数は 127 人で、5 歳児が 62 人と最も多く、次いで 4 歳児が 39 人、3 歳児が 26 人となっています。

総数は年々減少しており、令和 2 年から令和 6 年にかけて 127 人減少しています。



資料：桐生市子育て支援課（各年 5 月 1 日時点）

2. アンケート調査（ニーズ調査）の結果からわかる現状

（1）調査概要

①調査の目的

第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、保育所・幼稚園・認定こども園などの教育・保育施設や、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備するために、市民の施設や事業の利用状況や今後の利用希望を把握することを目的として行いました。

②調査期間及び調査方法

調査期間	令和5年12月4日（月）～令和6年1月9日（火）
調査方法	郵送による配布・回収（返信用封筒同封）

③調査対象者

調査区分	調査対象者
就学前児童調査	市内在住の就学前児童（0歳～5歳）がいる世帯の中から無作為で抽出された世帯
小学生児童調査	市内在住の小学校低学年（1年～3年）の児童がいる世帯の中から無作為で抽出された世帯

④配布数及び回収数

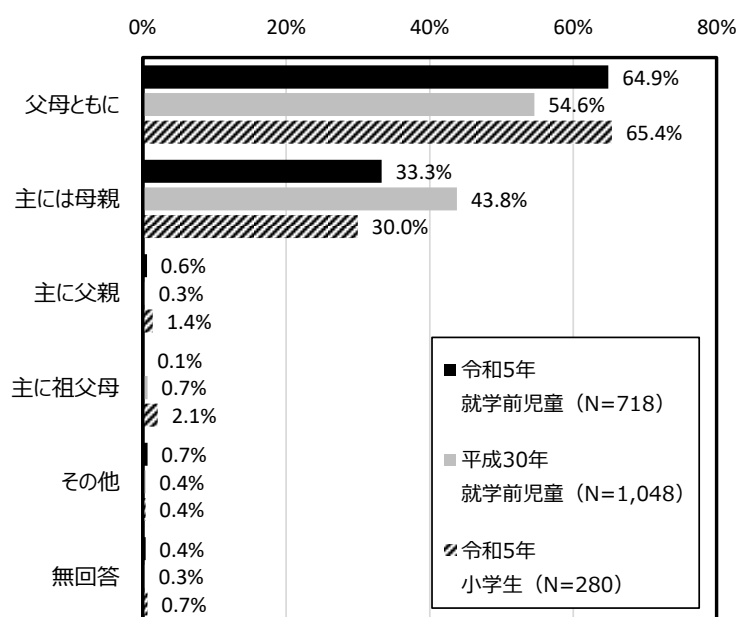
調査区分	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,400 件	718 件	51.3%
小学生児童調査	600 件	280 件	46.6%
合 計	2,000 件	998 件	49.9%

(2) 調査結果の概要

①子育てを主に行っている人について

【就学前児童調査・小学生児童調査】(単数回答)

子育てを主に行っている人は、就学前児童調査、小学生児童調査のいずれも、「父母ともに」が6割を超えて最も多く、次いで「主に母親」となっています。就学前児童調査の結果を平成30年の前回調査と比較すると、「父母ともに」が10.3ポイント増加する一方、「主に母親」は10.5ポイント減少しており、子育てへの父親の参画が進んでいることが伺えます。



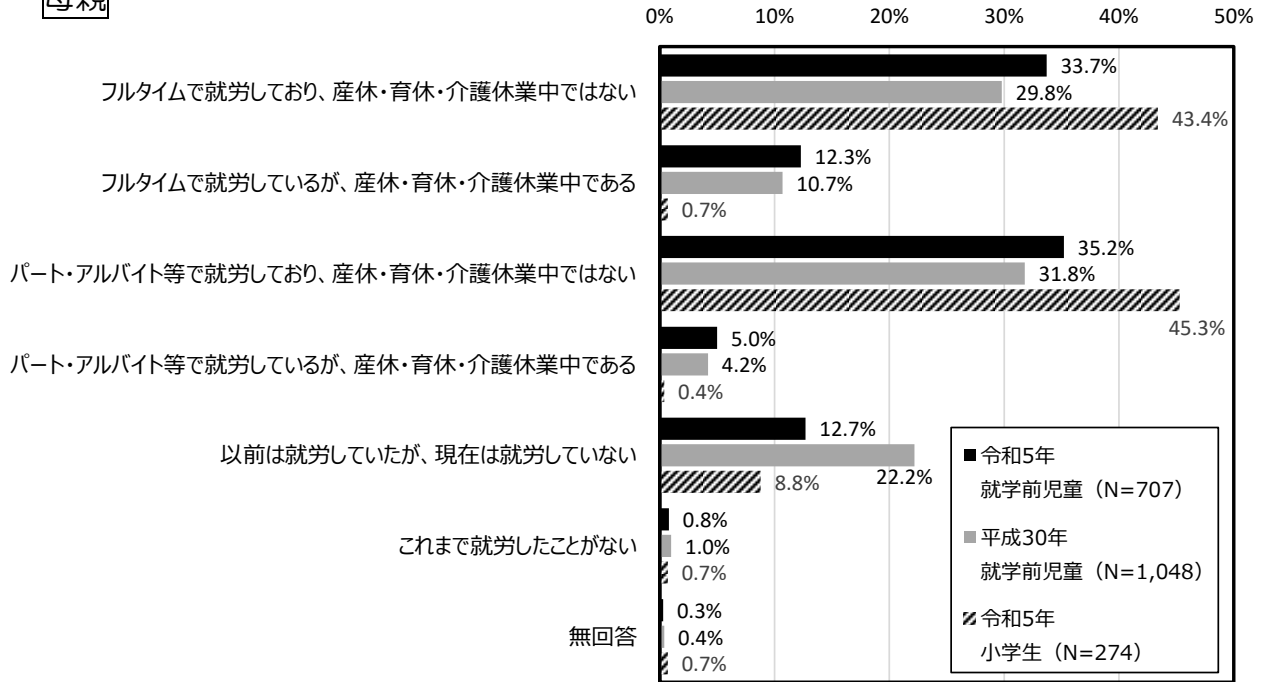
②保護者の就労状況について

【就学前児童調査・小学生児童調査】(単数回答)

就学前児童の母親の就労状況は、現在、産休・育休・介護休業中である人を含む「フルタイムで就労」が46.0%と最も多く、次いで産休・育休・介護休業中である人を含む「パート・アルバイト等で就労」が40.2%で、合わせると86.2%と平成30年を9.7ポイント上回り、就労している母親が大幅に増えていることがわかります。

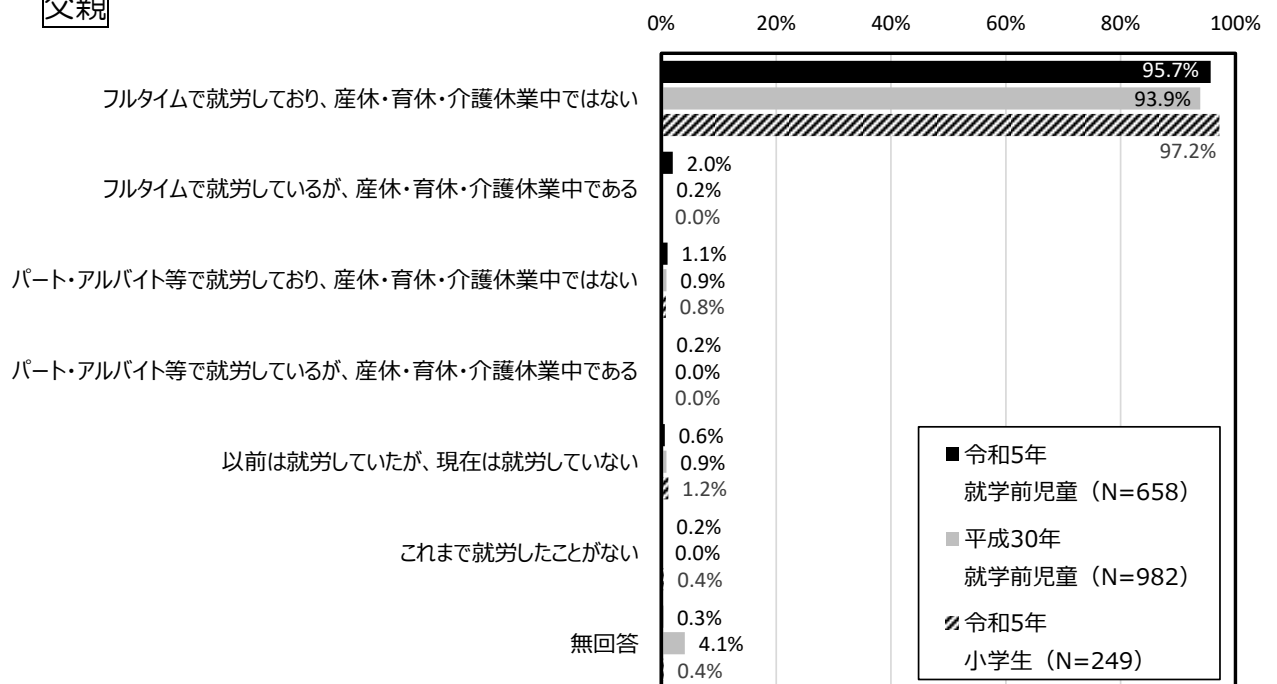
小学生の母親については、現在、産休・育休・介護休業中である人を含む「フルタイムで就労」が44.1%、産休・育休・介護休業中である人を含む「パート・アルバイト等で就労」が45.7%で、合わせると89.8%と就学前児童の母親よりもさらに多くなっています。

母親



就学前児童の父親については、「フルタイムで就労」が前回 93.9%であったのに対し、今回は 95.7%と更に増加するとともに、前回 0.2%の「フルタイムで就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である」が、今回調査では 2.0%となったことも注目されます。

父親

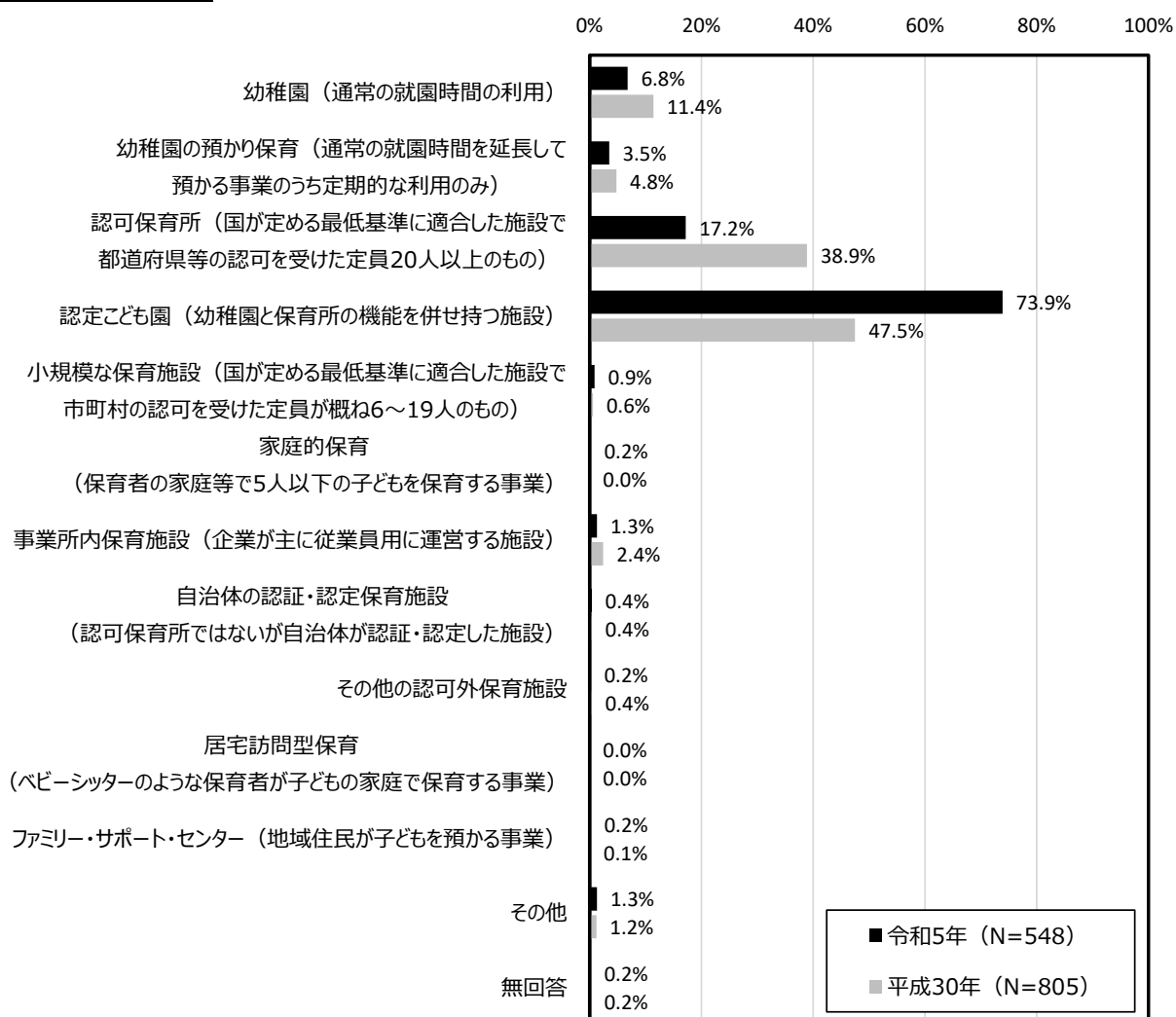


③教育・保育事業の利用状況と利用意向について

【就学前児童調査】（複数回答）

現在の教育・保育の事業の利用状況は「認定こども園」が73.9%と最も多く、次いで「認可保育所」が17.2%、「幼稚園」が6.8%となっています。前回調査と比較すると、上位3事業は変わりませんが、「認定こども園」が前回よりも26.4ポイントもの大幅な増加となったのに対し、「認可保育所」は21.7ポイント、「幼稚園」は4.6ポイント、それぞれ減少しています。

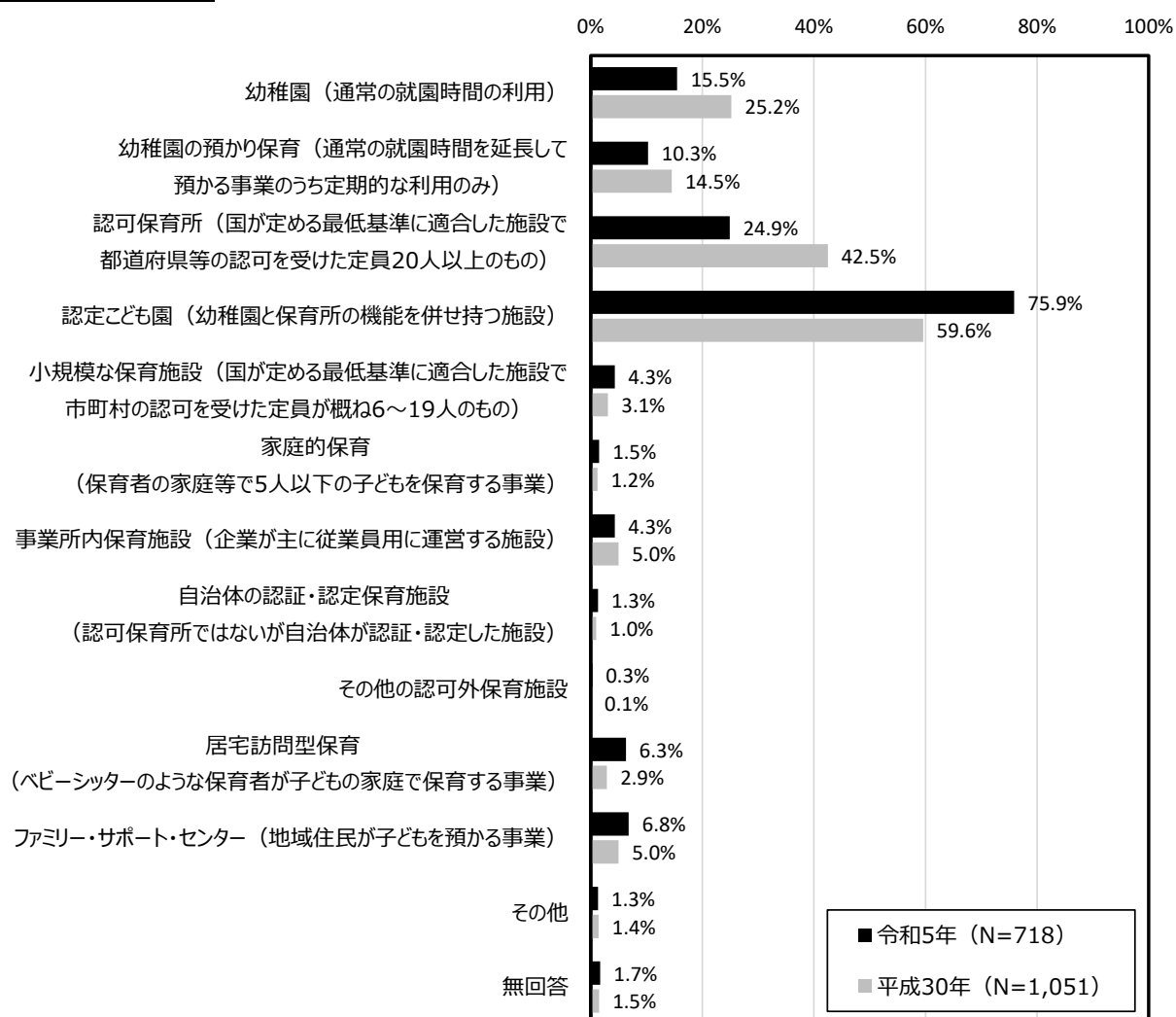
現在の利用状況



今後の利用意向についても、「認定こども園」が75.9%と最も多く、次いで「認可保育所」が24.9%、「幼稚園」が15.5%となっていますが、利用状況と同様、「認定こども園」は前回から大幅に増加し、「認可保育所」と「幼稚園」は減少しています。

現在の利用状況と今後の利用意向を比較すると、「認定こども園」はほぼ同率であるのに対し、「認可保育所」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」は、今後の利用意向が現在の利用状況を上回っています。

今後の利用意向

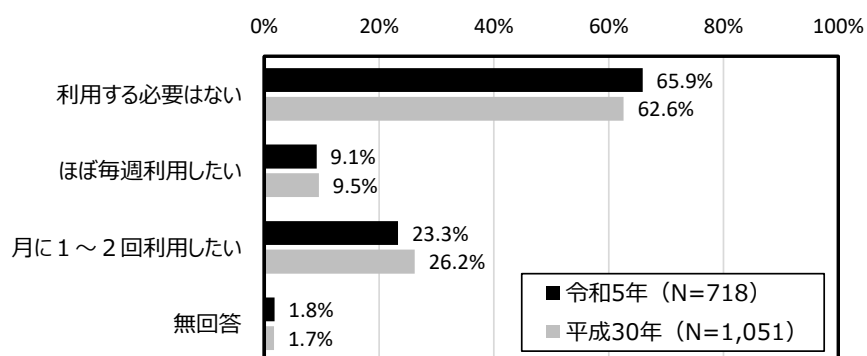


④休日の保育事業利用意向について

【就学前児童調査】（単数回答）

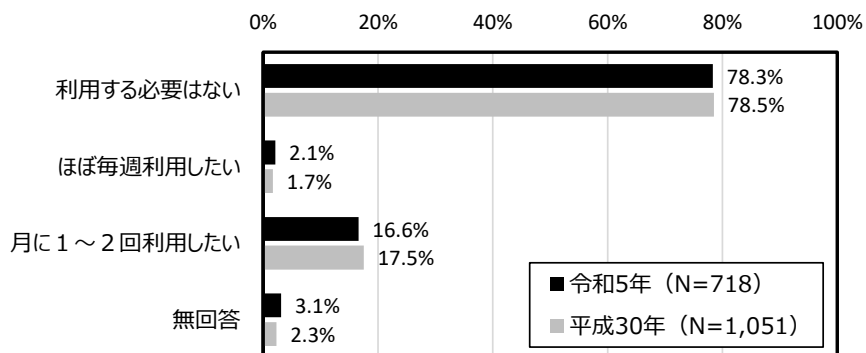
土曜日における保育事業の利用意向については、「ほぼ毎週利用したい」が 9.1%、「月に 1～2 回利用したい」が 23.3%、「利用する必要はない」が 65.9%となっており、前回調査と比較すると、「月に 1～2 回利用したい」が 2.9 ポイント減少し、「利用する必要はない」が 3.3 ポイント増加しています。

土曜日



日曜日における保育事業の利用意向については、「ほぼ毎週利用したい」が 2.1%、「月に 1～2 回利用したい」が 16.6%、「利用する必要はない」が 78.3%となっており、前回調査とほぼ同様の結果となっています。

日曜日

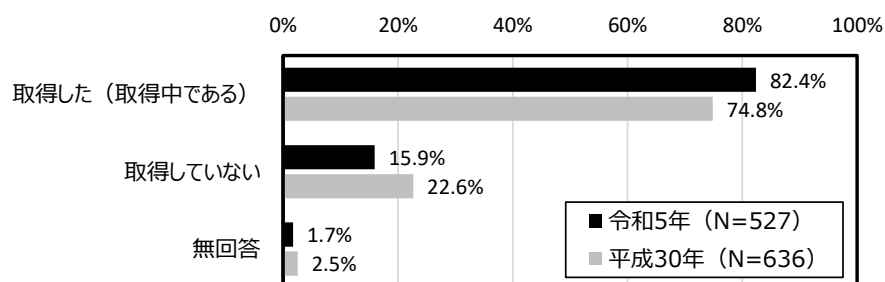


⑤育児休業の取得状況について

【就学前児童調査】（単数回答）※「働いていなかった」人を除き集計

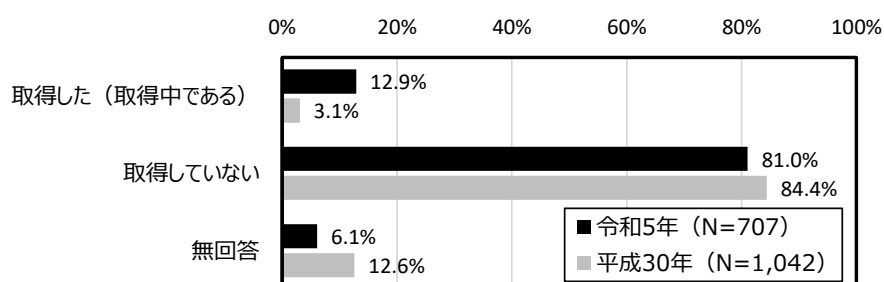
就学前児童の母親について、育児休業を「取得した（取得中である）」は 82.4%、「取得していない」は 15.9%で、前回調査よりもそれぞれ 7.6 ポイント増加、6.7 ポイント減少となっており、育児休業の取得が進んでいます。

母親



就学前児童の父親について、育児休業を「取得した（取得中である）」は 12.9%、「取得していない」は 81.0%で、「取得した（取得中である）」は母親よりも大幅に低いものの、前回調査の 3.1%の4倍となっています。

父親

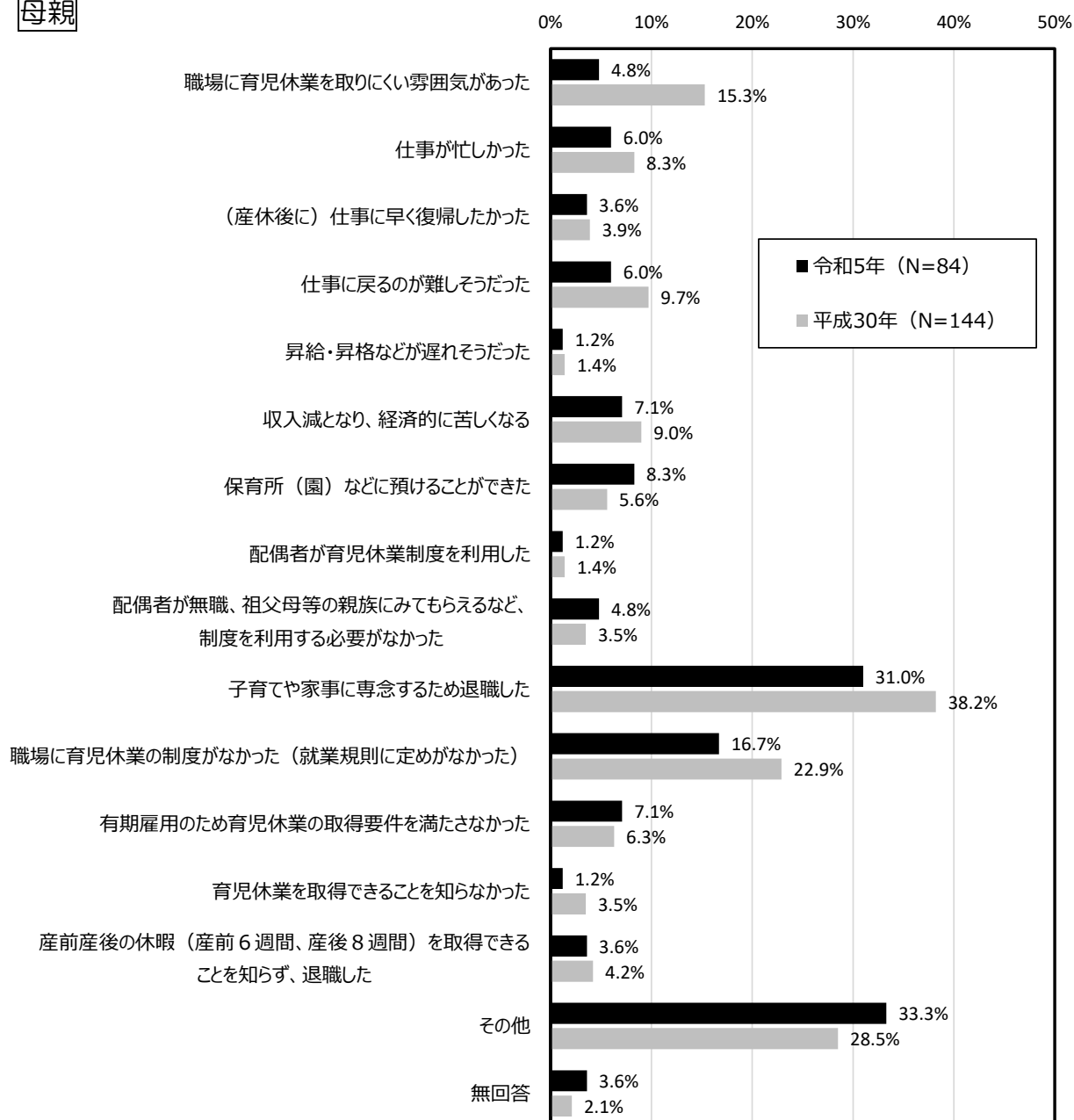


⑥育児休業を利用していない理由について

【就学前児童調査】（複数回答）

母親が育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が31.0%と最も多くなっていますが、前回調査よりも7.2ポイント低下しており、出産・育児を機に退職する母親は減ってきています。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「職場に育児休業の制度がなかった」なども大幅に低下しており、制度の整備や制度の利用に向けた改善が進んでいることが伺えます。

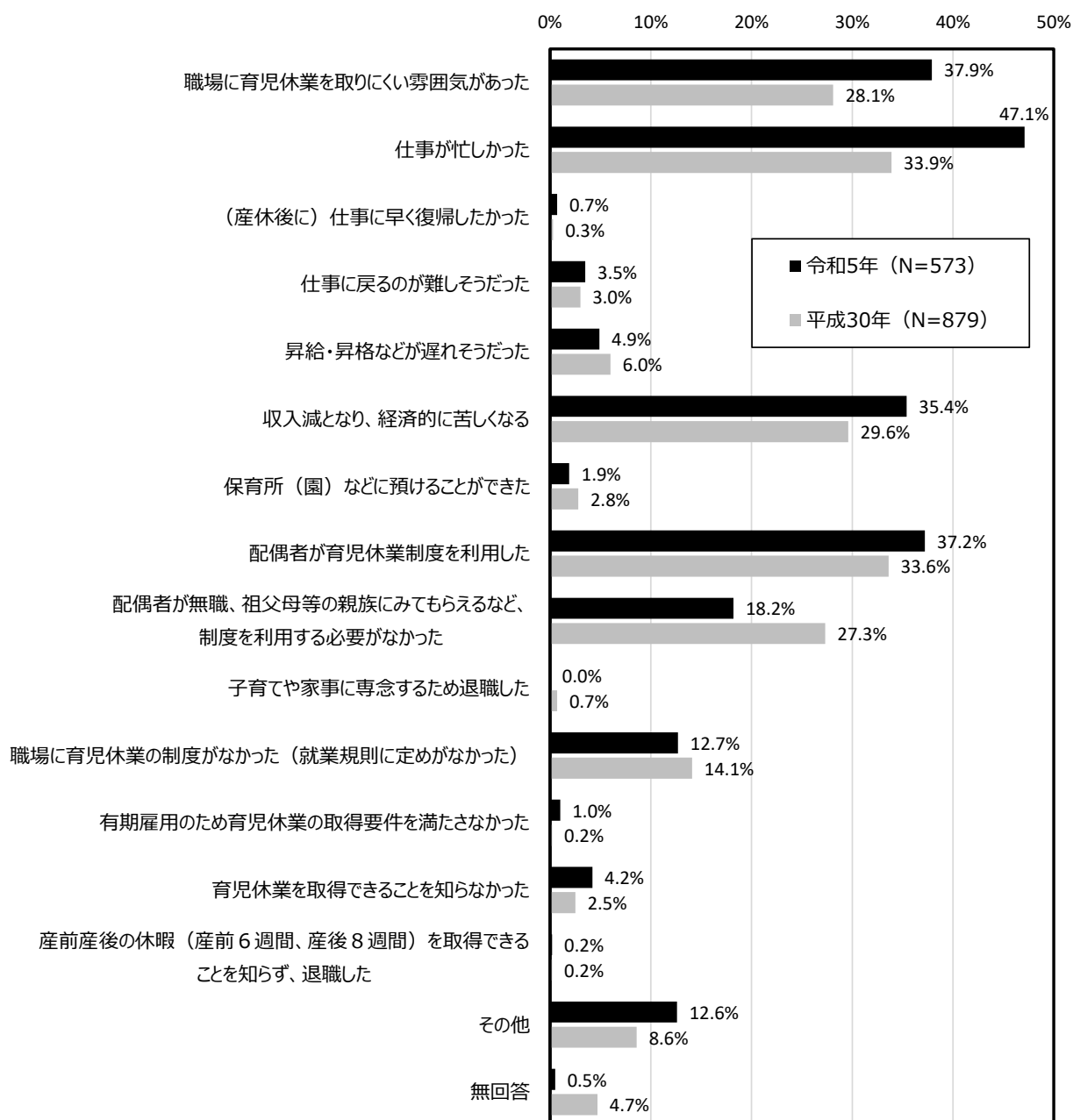
母親



父親が育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」が47.1%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が37.9%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が37.2%となっています。

前回調査と比較すると、「仕事が忙しかった」は13.2ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」は9.8ポイント多くなっており、父親については育児休業取得にあたっての職場環境は、前回調査時よりも後退していることが伺えます。

父親

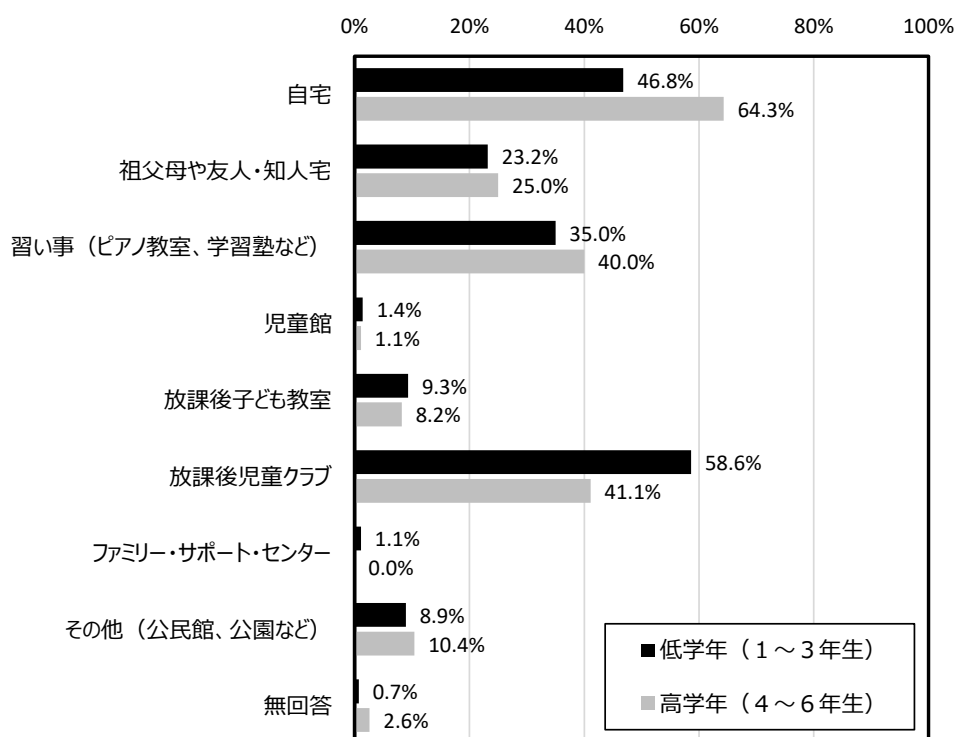


⑦小学校の放課後の過ごし方の希望について

【小学生児童調査】（複数回答）

小学生の保護者が希望する放課後の過ごし方について、小学校低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ」が58.6%と最も多く、次いで「自宅」が46.8%、「習い事」が35.0%となっています。

高学年（4～6年生）では、「自宅」が64.3%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が41.1%、「習い事」が40.0%となっており、「放課後児童クラブ」の希望は高学年では低学年よりも17.5ポイント少なくなっています。



3. 第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画の実績評価

第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画の基本目標1から9までに含まれる全ての施策の実績を、以下の基準で評価しました。

実績評価	実 施 状 況
A	事業目標（令和6年度）に向け、計画どおりに実施している
B	事業目標（令和6年度）が遅れている
C	事業について、研究・検討中・未実施
D	事業を廃止・完了など

基本目標1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

施策目標1（教育・保育施設の充実）については、令和2年度から5年度まで、実績評価は全て「A」となっています。

施策目標2（地域子ども・子育て支援事業の推進）についても、全ての事業で、令和2年度から5年度まで、実績評価は「A」となっています。

施策目標1 教育・保育施設の充実

（1）幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

区分		単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定	人	550	517	492	476	460
	2号認定	人	0	0	0	0	0
	合計	人	550	517	492	476	460
確保 方策	特定教育・保育施設	人	877	826	860	750	725
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
	合計	人	877	826	860	750	725
実績値	1号認定+2号認定	人	471	453	437	408	－
	確保方策	人	871	826	845	750	－
実績評価			A	A	A	A	－

(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

区分		単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	2号認定	人	1,470	1,460	1,388	1,344	1,290
確保 方策	特定教育・保育施設	人	1,574	1,481	1,443	1,401	1,333
実績値	2号認定	人	1,507	1,475	1,417	1,395	－
	確保方策	人	1,552	1,481	1,433	1,401	－
実績評価			A	A	A	A	－

(3) 保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

区分		単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定 (0歳児)	人	1,084 (268)	1,049 (259)	1,016 (252)	984 (244)	956 (237)
確保 方策	特定教育・保育施設 (0歳児)	人	1,149 (277)	1,113 (260)	1,052 (255)	1,049 (246)	1,032 (244)
実績値	3号認定 (0歳児)	人	1,108 (272)	1,024 (265)	992 (282)	953 (261)	－ －
	確保方策 (0歳児)	人	1,149 (258)	1,113 (260)	1,052 (255)	1,049 (246)	－ －
実績評価			A	A	A	A	－

施策目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

■基本型

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
実績値	か所	1	1	1	1	－
実績評価		A	A	A	A	－

■母子保健型

区分	単位	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
実績値	か所	1	1	1	1	－
実績評価		A	A	A	A	－

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（0～2 歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（年間延べ利用人数）	人	47,616	46,092	44,617	43,278	42,023
確保方策（年間延べ利用人数）	人	47,616	46,092	44,617	43,278	42,023
	か所	11	11	11	11	11
実績値（年間延べ利用人数）	人	25,614	27,239	27,801	27,270	－
	か所	11	11	11	11	－
実績評価		A	A	A	A	－

(3) 妊婦健康診査事業【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み	人	522	505	490	475	461
	回	5,799	5,611	5,444	5,277	5,122
確保方策		実施場所：群馬県医師会及び足利市医師会所属の医療機関等 それ以外については、負担金にて対応 検査項目：妊娠週数に応じた適正な健康診査 実施時期：受診票を交付した日から出産の日まで				
実績値	人	482	417	406	347	－
	回	5,125	4,934	4,351	4,013	－
実績評価		A	A	A	A	－

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（0 歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み	人	488	472	458	444	431
確保方策		実施体制：桐生市母子保健推進協力会に委託するとともに、市の保健師も訪問 実施機関：子育て相談課				
実績値	人	384	402	330	333	－
実績評価		A	A	A	A	－

(5) -1 養育支援訪問事業（妊娠期～5 歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み	人	372	354	339	329	319
確保方策		実施体制：市の保健師及び助産師等 実施機関：子育て相談課、群馬県助産師会				
実績値	人	325	254	214	116	－
実績評価		A	A	A	A	－

(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】

区分	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確保方策	子育て世代包括支援センターに、子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ、関係機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策に係る、より専門的な知識を深めるための研修会の開催など、実現可能な事業内容から順次整備します。				
実績評価	A	A	A	A	－

(6) 子育て短期支援事業（0～18 歳）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（年間延べ利用人数）	人	18	22	26	26	26
確保方策 （年間延べ 利用人数）	ショートステイ事業	人	10	12	14	14
	トワイライトステイ事業	人	8	10	12	12
	合計	人	18	22	26	26
実績値	ショートステイ事業	人	8	0	5	38
	トワイライトステイ事業	人	0	0	0	2
	か所	5	5	5	5	－
実績評価		A	A	A	A	－

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（0～5 歳、小学生）【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（年間延べ利用人数）	人	1,564	1,489	1,469	1,374	1,288
確保方策 （年間延べ 利用人数）	0～5 歳	人	470	447	441	412
	小学生	人	1,084	1,032	1,018	952
	病児・緊急対応強化事業	人	10	10	10	10
	合計	人	1,564	1,489	1,469	1,374
実績値 （年間延べ 利用人数）	0～5 歳	人	627	548	290	100
	小学生	人	821	718	878	941
	病児・緊急対応強化事業	人	0	0	0	0
	合計	人	1,448	1,266	1,168	1,041
実績評価		A	A	A	A	－

(8) 一時預かり事業 (0～5 歳) 【提供区域：市全域】

■幼稚園・認定こども園（教育部分）における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

区分		単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み （年間延べ 利用人数）	1 号による利用	人	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
	2 号による利用	人	0	0	0	0	0
	合 計	人	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
確保方策（年間延べ利用人数）		人	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
実績値（年間延べ利用人数）		人	31,510	26,859	30,393	30,634	－
実績評価			A	A	A	A	－

■一時預かり事業（在園児対象型を除く、保育所・認定こども園（保育部分）等）、
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（0～5 歳））、
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

区分		単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（年間延べ利用人数）		人	3,480	3,316	3,195	3,080	2,972
確保方策 （年間延べ 利用人数）	一時預かり事業 （保育所・認定こども 園（保育部分）等）	人	3,002	2,859	2,742	2,656	2,575
	子育て援助活動支援 事業（0～5 歳）	人	470	447	441	412	385
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	人	8	10	12	12	12
	合 計	人	3,480	3,316	3,195	3,080	2,972
実績値 （年間延べ 利用人数）	一時預かり事業 （保育所・認定こども 園（保育部分）等）	人	2,257	1,125	1,382	1,283	－
	子育て援助活動支援 事業（0～5 歳）	人	627	548	290	100	－
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	人	0	0	0	2	－
	合 計	人	2,884	1,673	1,672	1,385	－
実績評価			A	A	A	A	－

(9) 延長保育事業 (0～5 歳)【提供区域：市全域】

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (実利用人数)	人	1,060	1,009	966	938	908
確保方策 (実利用人数)	人	1,060	1,009	966	938	908
	か所	33	32	32	32	32
実績値 (実利用人数)	人	866	884	837	934	－
	か所	33	32	32	32	－
実績評価		A	A	A	A	－

(10) 病児・病後児保育事業 (0～5 歳、小学生)【提供区域：市全域】

区分		単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（年間延べ利用人数）		人	3,335	3,793	3,663	3,569	3,479
確保 方策 （年間 延べ利 用人 数）	病児・病後児保育事業	人	3,325	3,783	3,653	3,559	3,469
	病児対応型事業	か所	1	1	1	1	1
	病後児対応型事業	か所	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型事業	か所	11	13	13	13	13
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター 事業）（病児・緊急対応強 化事業）	人	10	10	10	10	10
	合計	人	3,335	3,793	3,663	3,569	3,479
実績値 （年間 延べ利 用人 数）	病児・病後児保育事業	人	2,278	2,997	2,939	3,629	－
	病児対応型事業	か所	1	1	1	1	－
	病後児対応型事業	か所	1	1	1	1	－
	体調不良児対応型事業	か所	11	11	12	12	－
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター 事業）（病児・緊急対応強 化事業）	人	0	0	0	0	－
	合計	人	2,278	2,997	2,939	3,629	－
実績評価			A	A	A	A	－

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の整備
（小学生）【提供区域：小学校区域】

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（放課後児童クラブ）	人	1,309	1,277	1,231	1,180	1,133
1 年生	人	329	323	307	285	279
2 年生	人	298	325	303	283	269
3 年生	人	275	236	256	245	232
4 年生	人	192	200	170	189	176
5 年生	人	125	110	119	100	108
6 年生	人	90	83	76	78	69
確保方策（放課後児童クラブ） （利用定員の合計）	人	1,907	1,946	1,946	1,946	1,946
放課後子供教室の整備計画 （放課後児童クラブと一体型で実施） 市内の全市立小学校（17 校）	か所	8	11	14	17	17
実績値 （放課後児童クラブ利用人数）	人	1,012	1,150	1,139	1,216	－
実績評価		A	A	A	A	－
実績値 （放課後子供教室の整備計画）	か所	8	11	14	17	－
実績評価		A	A	A	A	－

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

区分	単位	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み	人	6	6	5	5	5
確保方策	継続して実施します。					
実績値	人	8	9	6	5	－
実績評価		A	A	A	A	－

基本目標 2 地域における子育て支援・保育サービス等の充実

全体では、A 評価が 98%となっています。

D 評価は、施策目標 3 の「子育て支援に関する情報を広報きりゅうに掲載」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	地域における子育て支援サービスの充実	22	100	0	0	0
2	保育サービスの充実	11	100	0	0	0
3	子育て支援のネットワークづくり	11	91	0	0	9
4	子どもの健全育成	18	100	0	0	0
全体		62	98	0	0	2

基本目標 3 母性と乳幼児の健康の確保と増進

全体では、A 評価が 94%となっています。

B 評価は、施策目標 2 の「食に関する講座の開催」です。

D 評価は、施策目標 1 の「ひよこクラス」、「1 歳児かみかみ教室」、「親と子のよい歯のコンクール地区審査会」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	子どもや母親の健康の確保	37	92	0	0	8
2	食育の推進	21	95	5	0	0
3	思春期保健対策の充実	3	100	0	0	0
4	小児医療の充実	1	100	0	0	0
全体		62	94	2	0	5

基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

全体では A 評価が 90%となっています。

B 評価は、施策目標 2 の「基礎・基本の定着とそれを基にした『生きる力』の育成」、「外国語教育指導の推進」、「中学生海外派遣事業」です。

C 評価は、施策目標 2 の「桐生市立商業高等学校海外助成事業」です。

D 評価は、施策目標 3 の「水生生物調査の実施」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	次代の親の育成	4	100	0	0	0
2	子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備	32	88	9	3	0
3	家庭や地域の教育力の向上	12	92	0	0	8
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	3	100	0	0	0
全体		51	90	6	2	2

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

全体では A 評価が 73%となっています。

B 評価は、施策目標 2 の「ゆったりした歩道の整備」、「電線類の地中化整備の推進」、施策目標 3 の「おりひめバスにおけるノンステップバスの運行」です。

C 評価は、施策目標 2 の「歩道の新設促進」、「休憩・見る・サイクリングなどを楽しむ歩道の整備」、「街路樹、植樹帯などの適切な配置促進」です。

D 評価は、施策目標 1 の「水沼定住促進住宅事業」、施策目標 3 の「託児コーナー」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	良質な住宅と良好な居住環境の確保	5	80	0	0	20
2	安全な道路交通環境の整備	9	44	22	33	0
3	安心して外出できる環境の整備	12	83	8	0	8
4	安全・安心なまちづくりの推進など	4	100	0	0	0
全体		30	73	10	10	7

基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

A 評価が 100%となっています。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	4	100	0	0	0
2	仕事と子育ての両立のための基盤整備	7	100	0	0	0
全体		11	100	0	0	0

基本目標 7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

A 評価が 80%となっています。

B 評価 2 件と D 評価 1 件はいずれも「婚活に対する支援」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	切れ目のない支援施策	15	80	13	0	7
全体		15	80	13	0	7

基本目標 8 子どもの安全の確保

A 評価が 100%となっています。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	100	0	0	0
2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	3	100	0	0	0
3	被害に遭った子どもの保護の推進	1	100	0	0	0
全体		9	100	0	0	0

基本目標 9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

全体では A 評価が 99%となっています。

D 評価は、施策目標 3 の「障害児の地域支援活動の推進」です。

施策目標		評価 件数	実績評価 (%)			
			A	B	C	D
1	児童虐待防止対策の充実	14	100	0	0	0
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	11	100	0	0	0
3	障害児施策の充実等	27	96	0	0	4
4	子どもの貧困に対する支援	19	100	0	0	0
全体		71	99	0	0	1

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

2. 計画の基本的視点

3. 計画の基本目標

4. 計画の体系

第4章 計画の推進方策

ライフステージを通じた支援

基本目標 1 子ども・若者の権利擁護

- ・（子ども・若者の）人権を尊重する意識の醸成

基本目標 2 母親と子どもの健康の確保と増進

- ・子どもや母親の健康の確保と小児医療の充実
- ・食育の推進

基本目標 3 子ども・若者の安全の確保

- ・子どもを交通事故から守るための活動の推進
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・子ども・若者の自殺対策
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4 支援を要する子どもなどへのきめ細かな支援

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・障害児施策の充実等
- ・子どもの貧困に対する支援
- ・被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

- ・良質な住宅と良好な居住環境の確保
- ・安心して外出できる環境の整備
- ・安全・安心なまちづくりの推進など

ライフステージ別の支援

基本目標 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- ・切れ目のない支援施策

基本目標 7 乳幼児期の支援

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・保育サービスの充実
- ・子育て支援のネットワークづくり
- ・子どもの健全育成

基本目標 8 学童期・思春期の支援

- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備
- ・思春期保健対策の充実
- ・次代の親の育成
- ・家庭や地域の教育力の向上

子育て当事者への支援

基本目標 9 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標 10 ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の自立の推進

第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育認定

子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づき、保育所や幼稚園、認定こども園などの特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用するには、年齢及び保育の必要性の有無に応じた認定を受けることが必要です。認定には1号から3号までの区分があり、区分に応じて利用施設等が決められています。

1号認定は3歳以上で幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者、2号と3号の認定は、保護者が就労しているなどの理由で保育を必要とする、保育所や認定こども園（保育部分）、地域型保育事業の利用者で、3歳以上と3歳未満で更に区分されます。

年齢の区分	保育の必要性	認定の区分		支給認定により利用できる施設・事業
3歳以上児	なし	1号認定		幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定	保育標準時間	保育所・認定こども園
			保育短時間	
3歳未満児	なし	認定対象外		—
	あり	3号認定	保育標準時間	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育
			保育短時間	

(2) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本計画における区域は、第2期計画で定めた区域を踏襲し、以下のとおりとします。

①教育・保育施設

施設及び事業者		区域
教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園	市全域
地域型保育事業	家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育	市全域

②地域子ども・子育て支援事業

施設及び事業者		区域
①	利用者支援事業	市全域
②	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	市全域
③	妊婦健康診査事業	市全域
④	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全域
⑤ -1	養育支援訪問事業	市全域
⑤ -2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）	市全域
⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	市全域
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
⑧	一時預かり事業	市全域
⑨	延長保育事業	市全域
⑩	病児・病後児保育事業	市全域
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区域 (17 区域)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
⑭	子育て世帯訪問支援事業	市全域
⑮	児童育成支援拠点事業	市全域
⑯	親子関係形成支援事業	市全域

2. 量の見込みについて

(1) 量の見込みの算出方法

「量の見込み（ニーズ量）」については、令和5年12月から1月にかけて実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」の回答結果に基づき、国が示している「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」、「市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」等に基づき算出しました。その算出方法は次のとおりです。

推計児童数（人）	令和7年から11年までの各年における年齢別児童数を、住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により推計
×	
潜在家庭類型（割合）	父母の現在の就労状況と将来の就労希望、教育・保育の利用意向により、各家庭をAからFの「潜在家庭類型（※）」に分類
×	
利用意向率（割合）	潜在家庭類型ごとに、教育・保育事業などの「利用意向率」を算出
量の見込み（人）	上記3項を掛け合わせて「量の見込み」を算出

なお、国は、手引きや考え方において、地域の実情等に応じて量の見込みの算出方法は変更可能であるとしています。本市では、算出された結果に対し、過去の実績等も考慮した検討を加えるとともに、桐生市子ども・子育て会議での議論を踏まえ、最終的な量の見込みを設定しています。

※潜在家庭類型

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）
B	共働き：フルタイム×フルタイム
C	共働き：フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋月48～120時間の一部）
C'	共働き：フルタイム×パートタイム（就労時間：月48時間未満＋月48～120時間の一部）
D	専業主婦（主夫）（夫婦のどちらかが働いている）
E	共働き：パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上＋月48～120時間の一部）
E'	共働き：パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月48時間未満＋月48～120時間の一部）
F	無業（無職）×無業（無職）（どちらも働いていない）

(2) 推計児童数

推計された令和7年から令和11年の児童数は以下のとおりです。

(単位：人)

	2025	2026	2027	2028	2029
	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
0歳	355	346	340	333	325
1歳	358	363	354	348	341
2歳	371	368	374	365	359
3歳	454	382	379	385	376
4歳	454	457	385	382	388
5歳	519	460	462	390	387
6歳	573	529	469	471	398
7歳	585	575	531	471	473
8歳	591	589	579	535	475
9歳	644	588	586	576	532
10歳	628	642	586	584	574
11歳	703	632	646	590	588
12歳	640	704	633	647	591
13歳	773	643	707	636	650
14歳	724	773	643	707	636
合計	8,372	8,051	7,674	7,420	7,093

3. 乳幼児期の教育・保育、地域における子育て支援

施策目標 1 教育・保育施設の充実

- (1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】
- (2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】
- (3) 保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

施策目標 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

- (1) 利用者支援事業（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】
- (2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（0～2歳）【提供区域：市全域】
- (3) 妊婦健康診査事業【提供区域：市全域】
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（0歳）【提供区域：市全域】
- (5)-1 養育支援訪問事業（妊娠期～5歳）【提供区域：市全域】
- (5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】
- (6) 子育て短期支援事業（0～18歳）【提供区域：市全域】
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】
- (8) 一時預かり事業（0～5歳）【提供区域：市全域】
- (9) 延長保育事業（0～5歳）【提供区域：市全域】
- (10) 病児・病後児保育事業（0～5歳、小学生）【提供区域：市全域】
- (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の整備（小学生）【提供区域：小学校区域】
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (14) 子育て世帯訪問支援事業
- (15) 児童育成支援拠点事業
- (16) 親子関係形成支援事業

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

2. 点検・評価

